

令和7年度 前橋市立わかば小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

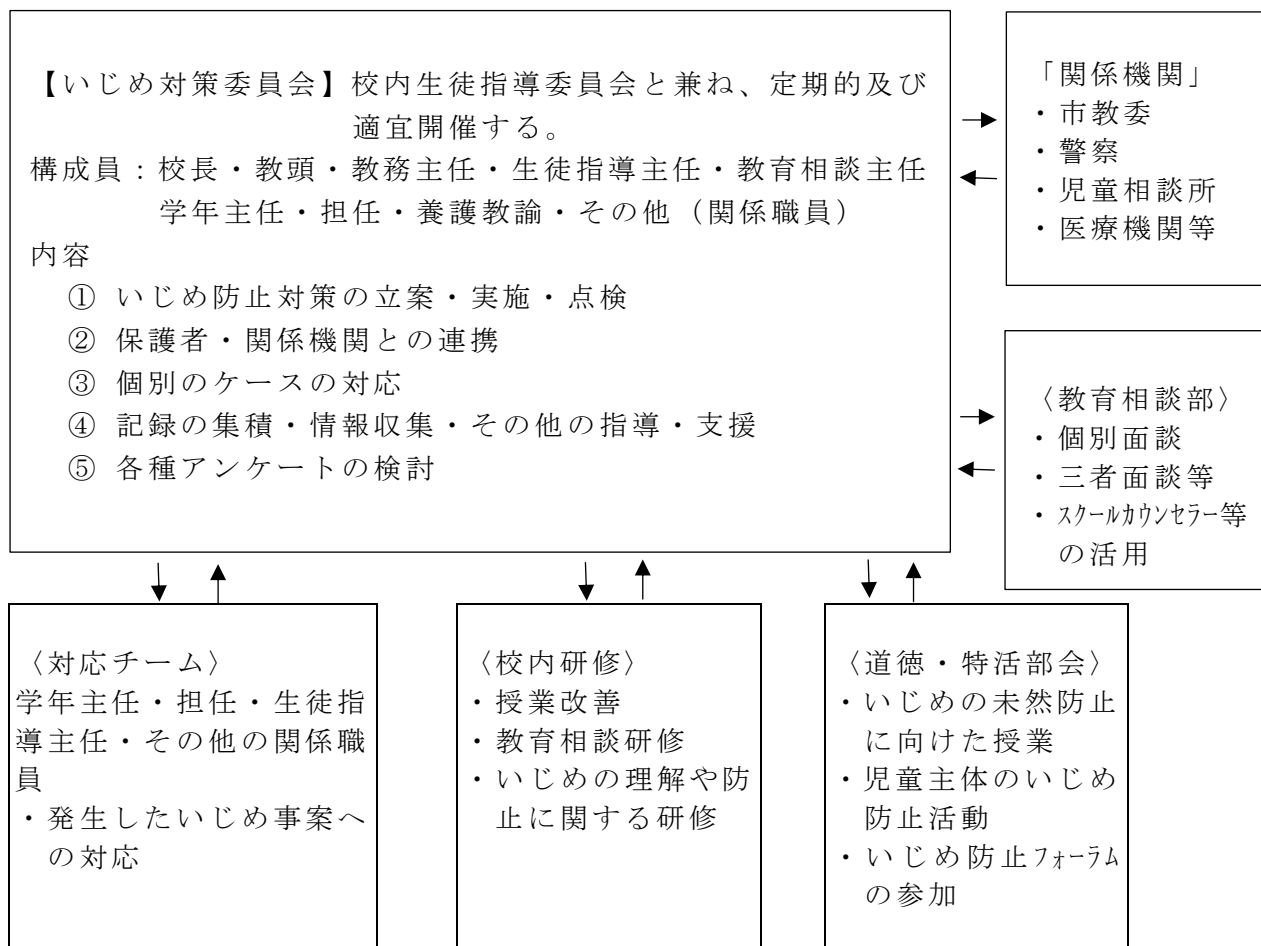
(1) わかば小学校の基本的な考え方

- ① 「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）
- ② いじめは不条理で人間の情においても忍びない残酷な行為である。特に学校という教育の場でこのような行為が行われることは日ごろの教育活動が正当なものであるということの否定にもつながる恥ずべき重大事である。本校は校長のリーダーシップのもと全校一致の協力体制でこのような行為が絶対にならない学校づくりを進める。
- ③ いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 目指す児童像

- * 健全な心と体を育み、自分自身を大切にできる児童
- * 相手の立場や気持ちを考えて友達を大切にし、協力できる児童。

2 組織及び校内体制



3 いじめの未然防止（「いじめを防ぐ」「いじめを起こさない」取組）

（1）基本方針

人間尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、以下の方針のもと、いじめ防止活動を推進する。

① 豊かな情操と道徳心を培い、望ましい人間関係や互いのよさを認め合う取組の充実を図る。

- ・全ての児童生徒が活躍できる「わかる授業」の工夫
- ・道徳の時間充実資料「授業のつくり方」等を活用した授業実践
- ・特別活動の実践を通したコミュニケーション能力の育成
- ・総合的な学習の時間における集団活動や体験活動の充実

② 児童の規範意識を高め、望ましい人間関係の醸成や互いを認め合う環境づくりに努める。

- ・児童生徒の発達段階に即した、集団生活を送る上でのルールやマナーについての指導
- ・学級における主体的な話し合い活動の充実による児童生徒の相互理解の促進
- ・児童の多様な個性や人間関係を見据えた、望ましい集団づくり

③ 児童主体のいじめ防止活動の充実を図る。

- ・児童の主体的ないじめ防止活動の推進
- ・「いじめは決して許されないこと」を児童自らに気づかせる児童会活動の推進

④ 多面的な児童理解を推進することにより生徒指導の充実を図る。

- ・いじめ防止の観点を取り入れた、児童の多面的な見取りや教職員間の緊密な情報共有

⑤ 児童主体のいじめ防止活動の充実を図る。

- ・職員会議・校内研修等を活用した、情報の共有といじめ対策の推進
- ・指導体制を確認するための取組チェックシートの活用
- ・いじめ防止の視点に立った豊かな言語環境の整備
- ・携帯・インターネット教室やいじめ防止に係る講座、研修等の場の設定
- ・保護者会や懇談会、新入生保護者説明会等における啓発活動の実施

⑥ 保護者、地域、他校と連携し、人間性豊かな児童の育成を図る。

- ・校区内の健全育成にかかわる行事等への児童の積極的な参加の呼びかけ
- ・児童が地域住民とともに行うボランティア活動等の充実（主な行事等）
- ・学習参観・学級懇談・PTA総会
- ・上川淵地区のびゆく子どもの集い
- ・学校公開日
- ・前橋地区いじめ防止フォーラム
- ・わかば小学校運動会
- ・上川淵地区運動会
- ・前橋まつり鼓笛パレード
- ・前橋市小学校陸上記録会
- ・前橋市児童生徒音楽会
- ・まえばし教育の日
- ・まえばし学校フェスタ
- ・上川淵地区文化祭・五中地区文化祭
- ・わかば小学校教育相談日
- ・前橋市児童生徒図工美術作品展
- ・年間6回の地域小・中学校長による情報交換会

4 いじめの早期発見（「いじめを見逃さない」「いじめに気づく」取組）

（1）基本方針

いじめは起こらないようにする未然防止が最も重要であるが、万が一発生してしまった場合は、早期に発見し児童への影響を最小限にとどめなければならない。

そこで、細心の注意をはらいながら以下のことに取り組む。

（2）児童のささいな変化に気づくための取組

- ① 日常生活における見取り
- ② 打ち合わせにおける情報交換（毎週木曜日）
- ③ 教育相談（４～５月、１１～１２月、適宜）
- ④ いじめアンケート（毎月）
- ⑤ いじめ対策委員会（校内生徒指導委員会）における情報交換（月一回、適宜）
- ⑥ 保護者・地域との日常的な連携

（3）情報を確実に共有するための取組

- ① 打ち合わせにおける情報交換（毎週木曜日）
- ② いじめ対策委員会（校内生徒指導部会）における情報交換（月一回）

（4）情報に基づいた対応の方針を立案実施

- ① いじめ対策委員会で方針立案
- ② 事案に応じた対応チームの立ち上げおよび対応

5 いじめに対する対応（「いじめを解決する」「再びいじめを起こさない」取組）

（1）基本方針

「いじめ対策委員会」が「いじめアンケート」等の情報からいじめとして対応すべきか判断し、対応チームを立ち上げ早期解決に取り組む。

- ① いじめ対策委員会による判断
- ② 事案に応じた対応チームの立ち上げ
- ③ チームによる具体的対応
- ④ 具体的対応についての対策委員会による定期的、臨時的検証
- ⑤ 必要に応じて方針、チームのメンバー、具体的対応の変更
- ⑥ ④、⑤のサイクル

※必要に応じてサポートチームを立ち上げる。全職員による情報の収集、必要に応じたサポートも行う。

（2）重大事態（群馬県いじめ防止基本方針 P8）発生の場合

重大事態が発生した場合、市教育委員会、県教育委員会、その他の関係機関と連携して対応する。

- ① 市教育委員会への報告
- ② 市教育委員会と連携した対応
- ③ いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応（市教育委員会の指示に沿って行う。）
 - ・ 関係児童及び全職員に対する聞き取り調査の実施
 - ・ 児童へのアンケート調査の実施
 - ・ 関係児童の保護者への連絡・対応
 - ・ 市教育委員会と連携した保護者・地域・報道機関等への対応
 - ・ 関係児童及び保護者への心のケア
 - ・ 他の児童への対応と心のケア

（3）その他

- 関係機関連絡先
 - ・ 前橋市教育委員会 いじめ対策室 ８９８－３０３０
 - ・ 群馬県前橋東警察署 ２２５－０１１０

6 評価と改善

月 1 回のいじめ対策委員会において、いじめ対策委員会で対応の評価と必要に応じた改善を行う。